

## 栗林勉さんの年金講座

今回で第24回目の栗林さんの年金講座です。今回は、「ポリオとポストポリオの障害年金」について、「差し引き認定の見直し」「複数傷病の併合認定」「額改定請求の重要性」「初診日不明の取り扱い」など、とても大事なことを整理して記述してくださっています。私も拝読して非常に勉強になりました。皆さんも是非ご一読ください。

ところで、この『栗林勉さんの年金講座』については、もう何年も前に私が「連絡会便り」を編集させていただいていたころからの慣例として、この前文を書かせていただいていたのですが、突然のことで恐縮ですが、今回をもってこの任を退くことになりました。今まで私の前文にお付き合いいただきました読者の皆様、そして何より、この拙い前文をお許しくださってきた栗林さんに、この場をお借りして心より御礼申し上げます。長い間、本当にありがとうございました！

なお、私の前文は今回が最後となりますが、『栗林勉さんの年金講座』は、もちろん今後もずっと続きます。次回をお楽しみになさってください。

(エンジョイポリオの会:井瀬)

## 障害年金を理解しましょう (第24回)

エンジョイポリオの会 栗林勉(社会保険労務士)

日本は世界のグローバル化が進む中、少子高齢化で人口減少は急激に進み、逆に高齢者は増大している。我々高齢者は年金制度に支えられ、なんとか生活を維持しているが、この先将来は日本の財源不足でますます年金制度は厳しく、年金は減額され年金支給開始は65歳からやがて75歳へと引き上げられ、もはや年金受給のみでは老後は生活できなくなるであろう。

最初からこんな希望のない暗いネガティブなことを述べ、申し訳ございません。しかし、我々ポリオ仲間は賢く考える能力が備わっています。それはより多くの正しい情報を獲得する力を備えているからです。多くのポリオ仲間同士の情報の交換や、インターネットや法律の改正等、肢体は不自由でも正しい情報を得ながら生活に役立てようとする知恵が備わっています。私の身体はさらに悪化し、介助なしでは生活が不自由となっておりますが、残りの人生をポジティブで、明るく、楽しく過ごせるよう努力したいと思っています。

今回は、「ポリオとポストポリオの障害年金」について復習してみます。

### ポリオとポストポリオの障害年金

平成18年2月、旧社会保険庁によりポストポリオはポリオとは別疾病として取り扱うとの画期的な改正が行われました。これも我々仲間の強い要望と裁判で勝ち得た成果でありました。ポストポ

ポリオについては元来、平成 18 年以前から病名はあったものの、重度のポストポリオでも元来のポリオとして障害基礎年金のみの取り扱いでありました。

しかし、平成 18 年の改正でポストポリオは小児期にポリオに罹患し、いったん回復して通常の世界生活を送っていたポリオ既往症を持つ成人に見られる、運動感覚、呼吸器で種々の機能障害者が障害年金に認定されるものは障害厚生年金(共済年金)に該当することとなりました。

制度の開始と共に我々ポストポリオの仲間が障害厚生年金(共済年金)として申請し、ポリオでの障害基礎年金よりはるかに有利な、障害厚生(共済)年金として成功していました。ところが、その後ポリオの障害基礎年金 2 級該当者が新たにポストポリオを発症し障害厚生(共済)年金を申請し、ポリオの症状よりさらに重度の症状に進行しているのに障害厚生(共済)年金は 3 級もしくは不該当という決定が行われてきました。

つまり差し引き認定が厳しく行われたもので、我々ポリオ罹患者は納得出来ない認定でありました。

### 「差し引き認定」の見直し

元来、ポリオで障害基礎年金 2 級に該当している仲間が厚生(共済)年金加入中に新たな病名としてポストポリオとなり、かなり重病で神経内科や整形外科で障害(共済)年金を申請したところ、障害厚生年金 3 級もしくは不該当となる全く理解に苦しむ差し引き認定として裁定されてきました。その決定に納得出来ず不服申し立てで、A4 用紙 6~8 枚の趣旨理由を述べなんとかポリオとポストポリオが併合認定され、障害厚生年金 1 級もしくは 2 級に該当されてきましたが、完全に差し引き認定され不該当のままの方もいました。

しかし、この不合理な差し引き認定について平成 29 年 9 月より見直しされることとなったのです。今後、厚生(共済)年金加入中にポストポリオとして診断された場合、是非とも障害厚生(共済)年金の申請にチャレンジして下さい。以前より審査が緩和され、大変障害厚生年金額も増大され有利になります。60 年ぶりに「差し引き認定」が見直され、今後の改定をしっかりと確認していきたいと思っております。

### 複数傷病の併合認定

ポリオで障害基礎年金 2 級の方がポストポリオとなり、障害厚生年金 2 級となれば併合認定され、障害厚生(共済)年金 1 級になります。または、ポリオ障害で 2 級の方が両眼の視力が悪化で 3 級、もしくは両耳の聴力障害で 3 級になれば、それぞれ両眼障害の方も、両耳障害の方も、併合され障害年金 1 級となります。ポリオ障害年金 2 級の方が精神疾患でうつ病が悪化し 2 級となれば併合され 1 級となります。また、ポストポリオ障害で 3 級相当であれば、初めて 2 級として併合認定されます。

我々はポリオ障害をかかえています、一般の人と同じように内科的疾患も生じることがあります。癌を患ったり、人工弁をつけたり、糖尿病や腎臓病で、視力障害、人工透析となれば、総合的に認定されます。

### 額改定請求を行うこと

ポリオ障害、ポストポリオ障害で障害年金が決定されますと、年金証書に次回の診断書提出の時期が記載されています。せっかく障害年金受給の喜びを頂いたのに、次回2、3年後の更新提出に大変不安になります。20歳前発症のポリオは7月に提出。20歳以降のポストポリオは誕生日月ですが、症状が固定されれば提出はしなくて良くなります。大体65歳になる頃まで続くことが一般的です。ポリオやポストポリオは精神疾患のように病気が良くなったり悪くなったりしません。更新の診断書で、ミスや記入漏れがあり、等級が下がり障害年金がストップされては大変です。すべての診断書はA3用紙でコピーして大切に保管し、新たな診断書提出の際、前回と同じ医師に持参し作成して頂き、出来上がった診断書をしっかり確認し少しでも軽くなっていたり未記入があれば、直ぐに担当医師に相談することです。

さて、すでに障害年金2級や3級の方は、少しでもポリオ障害やポストポリオ障害で筋力低下による障害が悪化すれば、年金事務所や国民年金課で障害給付の額改定請求書を頂き、整形外科や神経内科の出来れば係りつけの医師にお願いし、診断書を新たに作成し、等級変更の為の請求を行うことです。障害年金3級の方は65歳までに請求しますが、障害年金2級の方は65歳過ぎて障害が重度になれば障害年金1級を目指して額改定の請求ができます。少しでも非課税扱いである障害年金1級を目指され生活に役立てて欲しいものです。

### 初診日不明の取り扱い

障害年金の申請で大切なことは、ポリオやポストポリオで初めて病院にかかった初診日が診断書に記載されていることです。つまり、初診日の時、どの年金制度に加入していたかで障害基礎年金・障害厚生(共済)年金が決まります。ただし、ポリオの初診日が20歳前の発病は無拠出の障害基礎年金となります。

我々ポリオ障害での初診日が生まれて数か月数年たって罹患することがあり、初診日が証明されず不明となることが多くあります。今まではこの証明に大変苦勞し、時間が相当かかりました。しかし、平成27年10月1日より、障害年金の初診日を確認する方法が広がりました。

### 障害者の取り扱い

障害者が診断書で障害年金3級以上の内容に該当されますと、本来65歳支給の老齢厚生年金と定額部分(基礎年金)が65歳以前から特例的に支給されることがあります。

### 障害年金の遡及

初診日から1年半時点が障害認定日ですが、20歳以前の障害(ポリオ等)の障害認定日は満20歳の誕生日です。40代・50代になって20歳前発病のポリオ診断書が、満20歳の障害認定日に診断書が障害等級2級以上になれば、5年間分の遡及が受給されます。

### 障害年金非課税

障害年金は所得税・住民税等非課税で税金の削減に大変助かります。

障害年金は複雑・困難な制度で次々と新たに改正されています。障害年金申請で不正や不服があれば、不服申し立て審査請求や裁判など行い、障害者がより良く生活出来るよう積極的に取り組むことが大切です。障害年金は憲法で保証されている障害者にとっての権利です。我々の身体は不自由でも、心はポジティブに明るく、楽しく前向きに生きましょう。

#### 【 問合せ先 】

社会保険労務士 栗林 勉

〒830-1111 福岡県久留米市北野町千代島824-13

TEL : 0942-78-5955 携帯 : 090-7461-6554

ホームページは「Yahoo!」か「Google」で『栗林障害年金教室』と検索されて下さい。